

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度  
 (昭和六十三年厚生省告示第百二十四号) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案		現行	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度	厚生労働大臣の定める程度	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度	厚生労働大臣の定める程度
(略)	(略)	(略)	(略)
統合失調症圏	措置入院者、法第三十三条第一項又は第三項の規定により入院した者(以下「医療保護入院者」という。)又は医療観察法入院対象者につき二例以上	統合失調症圏	措置入院者、法第三十三条第一項の規定により入院した者(以下「医療保護入院者」という。)又は医療観察法入院対象者につき二例以上
(略)	(略)	(略)	(略)
児童・思春期精神障害	自ら入院した精神障害者、措置入院者、医療保護入院者又は医療観察法入院対象者につき一例以上	児童・思春期精神障害	措置入院者、医療保護入院者又は医療観察法入院対象者につき一例以上
(略)	(略)	(略)	(略)